

送付



「公的年金の源泉徴収票」を送付します

厚生年金や国民年金など、老齢（退職）を支給事由とする老齢年金を受けている人に、源泉徴収票が“1月下旬ごろ”送付されます

源泉徴収票は確定申告する場合などに必要となりますので、大切に保管してください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので、受給者に対する源泉徴収票は送付されません。

問い合わせ先

- 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621
- ねんきんダイヤル ☎ 0570 (05) 1165
050 から始まる電話の場合 ☎ 03 (6700) 1165

控除証明書は大切に保管を

市から送付される各控除証明書は、申告する際、税額を抑えるために使用することができます

控除証明書は、“所得金額”から“差し引くことのできる金額”を証明するものになります。申告を予定している人は、紛失しないよう大切に保管をお願いします。紛失をしてしまった場合は、再発行することができますので各課へ問い合わせてください。

例：確定申告の場合

■ 控除を追加して申告した場合

$$\begin{array}{rcl} \text{所得金額 200 万円} & - & \left(\begin{array}{ll} \text{基礎控除} & 48 \text{ 万円 (手続不要)} \\ \text{社会保険控除} & 15 \text{ 万円} \\ \text{障害者控除} & 27 \text{ 万円 (等級により異なります)} \\ \text{医療費控除} & 5 \text{ 万円 (計算式があるので証明書の金額が控除額ではありません)} \end{array} \right) \\ & = & 105 \text{ 万円} \end{array}$$

税率を乗じて
所得税額を算出
します。

■ 控除を追加せず申告した場合

$$\begin{array}{rcl} \text{所得金額 200 万円} & - & \text{基礎控除 : 48 万円 (手続不要)} \\ & = & 152 \text{ 万円} \end{array}$$

送付



「社会保険料控除用納付済額のお知らせ・

納付額確認書」を送付します

令和6年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料は、社会保険料控除として所得から控除できます

次の納付額確認書などを送付しますので、申告時に利用してください。

■ 国民健康保険税納付済額のお知らせ・後期高齢者医療保険料納付額確認書・介護保険料納付額確認書

- 市から“1月下旬”に発送します。
- 納付済額のお知らせ・納付額確認書がなくても支払い額を領収証書などで確認し、申告することができます。

■ 国民年金保険料控除証明書

- 日本年金機構から“2月上旬”に送付されます（令和6年10月1日～12月31日の間に納付した人）。
※令和6年1月1日～9月30日の間に納付した人は、11月上旬に送付されています。
- 年金保険料で社会保険料控除を受けるときは、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

問い合わせ先

- 国民健康保険税 納税課 ☎ (93) 0434 国保年金課 ☎ (93) 4083
- 後期高齢者医療保険料 国保年金課 ☎ (93) 4085
- 介護保険料 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980
- 国民年金保険料 ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570 (003) 004